

調剤過誤に関する『用語の定義』について

平成19年7月

岩手県薬剤師会

日本薬剤師会では、平成17年11月に調剤過誤に関する「用語の定義」を改訂し、「薬剤師会における調剤事故・調剤過誤・ヒヤリハット」を定義しておりましたが、本会では平成14年7月に作成した「調剤過誤対処マニュアル・改訂版」において「インシデント」、「アクシデント」の用語を定義し、これまで運用してきました。

この度、日本薬剤師会では薬事法施行規則の一部改正に伴い「薬局における医療安全管理指針のモデル」を作成し、各薬局における指針作成の参考として提示されましたが、その中に調剤事故等の用語が引用されております。

そこで、岩手県薬剤師会では厚生労働省及び日本薬剤師会との整合性を図るため、以下のように調剤過誤に関する用語の定義を改訂することといたします。

○調剤事故

医療事故の一類型。調剤に関するすべての事故に関連して、患者に健康被害が発生したものの。薬剤師の過失の有無は問わない。

○調剤過誤

調剤事故の中で、薬剤師の過失により起こったもの。調剤の間違だけでなく、薬剤師の説明不足や指導内容の間違い等により健康被害が発生した場合も、「薬剤師に過失がある」と考えられ、「調剤過誤」となる。

○インシデント事例（ヒヤリ・ハット事例）

患者に健康被害が発生することはなかったが、“ヒヤリ”としたり、“ハッ”とした出来事。患者への薬剤交付前か交付後か、患者が服用に至る前か後かは問わない。

【参考】

- 1) 厚生労働省：患者誤認事故防止方策に関する検討会報告書（1999.5.12.）
- 2) 厚生労働省：リスクマネジメントマニュアル作成指針（2000.8.22.）
- 3) 文部科学省：国立大学附属病院における医療上の事故等の公表に関する指針（2005.3.3.）
- 4) 日本薬剤師会：薬剤師会における用語定義について（2005.11）